ノルウェー旅行会社招請業務委託　基本仕様書

この仕様書は、山形市を甲、優先交渉権者を乙として、当該業務を委託するに当たり必要な事項を指示するものとする。

１　業務委託名

　ノルウェー旅行会社招請業務

２　履行場所

　山形市内ほか

３　契約期間

　契約締結の日から令和７年１２月２６日

４　業務の目的

　山形市が国際観光都市を目指す上で日本国内でも先進的な市場であるノルウェーから旅行会社を招請し、訪日旅行における山形市への旅行商品造成を促進し、山形市の認知度向上とともに、ノルウェーからのインバウンド旅行者の増加を目指すもの。

５　業務内容

1. 招請者の選定

　　　業務の目的を踏まえ、ノルウェーからの招請者を選定する。なお、各招請者に求める役割、選定基準を明確にし、効果的な招請となるよう調整すること。

1. 招請時期、コースおよび滞在プランの検討・策定

　　　以下の点を留意のうえ、招請コースおよび滞在プランの策定を行う。

　　ア　蔵王温泉、山寺、中心市街地での滞在を含めたプランを策定すること。

　　イ　策定に際しては、甲と協議して最終決定することを前提とする。また招請者のニーズを踏まえながら、複数の提案をすることも可能とする。

　　ウ　訪問箇所及び体験コンテンツ等に関しては原則山形市内のものとするが、必要と認められる場合は、山形市外のコンテンツを含めることもできる。

　　エ　招請は９月末までに終了すること。

1. 招請旅行会社の航空券・宿泊手配等

　　　実施にあたっては以下の点に留意すること。

　　ア　招請者の航空券等を手配すること。また、航空券代など必要な費用を招請者に支払うこと。

　　イ　コミュニケーションが円滑に進むよう、英語・日本語の通訳が可能なガイドを1名手配すること。なお、通訳の昼食費・交通費は委託料に含むものとする。

ウ　招請者の宿泊・食事・体験その他必要な手続きを手配すること。なお、昼食代等、必要に応じて実費徴収することができるものとする。

1. 招請後の対応

　　　招請後には必ず招請者の意見のフィードバックを受け、その他の問い合わせや要望に対して、対応を行うこと。またフィードバック等、本事業に伴う問い合わせについては、甲に内容の報告を行うこと。

７　成果物等の作成及び提出

　本業務が完了したときは、速やかに以下の成果物を提出すること。

⑴　成果物

事業完了報告書（任意様式）

データ（ＰＤＦ形式）のほか、紙媒体で正副各１部を提出すること。

⑵　委託業務完了報告書

　　　　山形市が指定する様式によること。

⑶　提出期限

　　　　令和７年１２月２６日

８　業務の再委託

　再委託を行ってはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。再委託を受託する者は、本業務で課される遵守すべき事項を守らなければならない。遵守事項に違反した場合は、乙が賠償責任を負うものとする。

９　守秘義務

⑴　本業務の履行に関して知り得た事項は第三者に漏らしてはならず、本業務が完了した後も同様とする。

⑵　本業務の履行に関して知り得た事項を役員・従業員等であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外に漏えい又は開示してはならない。

１０　知的財産権の帰属等

　⑴　本業務の成果物について、乙は、本業務の受託以前に乙が権利を有するものを除き、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条、第２２条、第２２条の２、第２３条、第２６条の２、第２６条の３、第２７条及び第２８章に定める権利を含む全ての著作権を甲に無償で譲渡するものとし、甲が独占的に使用するものとする。

　⑵　乙は、甲及び第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、乙が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、甲と協議すること。

　⑶　本業務の実施に必要となる第三者が権利を有する工業所有権及び著作権等については、全て乙の責任において当該工業所有権及び著作権等の使用に必要な費用を負担し、使用承認等に係る一切の手続きを行うこと。なお、この場合、乙は、当該著作権者の仕様許諾条件につき、甲の承認を得ること。

　⑷　本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任と負担において一切の処理をすること。

１１　その他

　　⑴　業務の実施にあたっては、随時甲と協議するものとする。

　⑵　乙の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙がその損害を賠償すること。

　⑶　本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、甲と協議すること。